

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

1 計画の内容に関するもの（21件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>岩国市やその周辺地域には、柔道や県道などの武道のほか、多目的な利用が可能となるスポーツ拠点施設が存在せず、大きな大会を開催するために必要な規模や基準を満たした施設もないため、全国大会の開催も可能と言われるような県立武道館が県東部地域に整備されることに対しては、大いに期待していますし、早期の完成を心から待ち望むものです。</p> <p>隣接する総合体育館と同時に利用が可能であれば、全国的な大会の誘致も行いやすくなるのではないかと考えますので、県は岩国市や周辺自治体、競技団体としっかり連携して、その実現に向かって取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>岩国市や競技団体等と連携しながら、岩国市総合体育館との一体的利用による利便性の向上に努めてまいります。</p>
2	<p>県東部地域県立武道館（仮称）の整備場所については、以前は、別の場所において、検討・計画が進められていたようですが、既設の総合体育館との一体的な利用や整備場所周辺の有効活用、整備費用の抑制などを考えますと、今回の基本計画素案で示された岩国運動公園内の敷地に整備する方向性は妥当なものと思います。</p>	<p>整備場所については、お示しのように、利便性の向上や事業費の抑制等の観点を考慮し、選定しています。</p>
3	<p>東京2020オリンピックでは、山口県出身の選手として、柔道の犬野選手が金メダルを獲得しました。</p> <p>また、他県出身ではあるものの、岩国工業高校卒業の加納選手も金メダルを獲得するなど、大活躍が続いており、県民として大変誇らしく思っています。</p> <p>新しく整備される武道館では、是非、このようなオリンピック選手、アスリートに集ってもらい、山口県から未来のオリンピック選手が育ち、世界に向かって羽ばたくなど、地元の子供たちやこれから競技スポーツに取り組む若者に夢や希望を与えられるような素晴らしい施設となって欲しいと思います。</p>	<p>武道館を拠点とした、武道などのスポーツ活動等を通じ、競技の普及や青少年の健全育成に資する施設づくりを進めてまいります。</p>
4	<p>武道館は大規模大会が開催可能とのことであるが、大きな武道の大会が呼べるよう、競技団体の関係者はしっかり頑張ってもらいたい。</p>	<p>競技関係団体等と連携し、大規模大会等が開催できるよう、取り組んでまいります。</p>
5	<p>武道館では、武道だけでなく、卓球やバドミントン、バスケットボールなど他のスポーツに</p>	<p>武道競技以外にも、お示しの卓球などの球技やレクリエーシ</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	も使用できるようにしてほしい。	ョン等、多種多様なスポーツに親しむことができる施設づくりを進めていきます。
6	<p>弓道の遠的の整備は、検討中とのことであるが、競技人口を考えると、遠的はあまり利用されないのではないかと危惧する。</p> <p>整備するのであれば、競技団体と連携した積極的な利用促進を図っていただき、競技人口の拡大や地元から有望な国体選手を出すなどの成果が出るようお願いする。</p>	<p>地元要望を踏まえ、弓道の遠的場を整備することとしていますが、競技団体等と連携し、競技の普及や競技力の向上を図ってまいります。</p>
7	<p>岩国市は、武道館以外にも、野球場、テニスコート、体育館等のスポーツ施設に恵まれている。こうした市の強みをしっかりアピールし、市外から人を呼び込めるようにすべきと思う。</p>	<p>岩国市総合体育館をはじめ周辺施設との連携による、大規模大会の開催などを通じ、交流人口の拡大につなげてまいります。</p>
8	<p>武道館は、武道関係者だけの専用施設にならないよう、公平に使えるようにしてほしい。</p>	<p>県民誰もが安心して、スポーツ活動等に利用できる施設とすることとしています。</p>
9	<p>「県東部地域県立武道館(仮称)整備基本計画(素案)」の6ページのオ(留意事項)や8ページの整備方針8において、「施設整備の初期費用や整備後のライフサイクルコストの削減を目指す。」とされていることについて、当該施設へのLPガス利用のGHP(ガスヒートポンプ)エアコンの導入を提案します。</p> <p>LPガス利用のGHPエアコンは、電気式エアコンと比べて、以下のような長所を有しています。①ランニングコストが安く、トータルの経済性に優れている。②夏場の電力ピークカットに貢献できる。③系統供給の電気が途絶しても自立して運転できる。④災害時には、空調のみならず非常用電源としても利用できる。</p> <p>また、当該施設を災害等の非常時における「避難所」と位置付けることにより、GHPや災害バルクの設置に係る初期費用について、国の手厚い補助制度を利用できる。</p> <p>加えて、都市ガス利用のGHPエアコンと比べても①配管網途絶の際も、災害バルク(大型貯蔵タンク)のLPガスは一定期間の備蓄を持ち、災害復興力が高い。②備蓄が切れる前に供給体制がいち早く構築出来る。</p> <p>このように電気や都市ガス等の系統供給エネルギーに比べLPガス利用のGHPエアコンは優位性があるため、近年、公立小中学校体</p>	<p>施設整備の初期費用や整備後のライフサイクルコストの削減に向けては、お示しの方法も含めて、最適な手段の導入を検討してまいります。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>育館に占めるLPガスの割合は年々増加しています。</p> <p>以上のことからLPガス利用のGHPエアコンの当該施設への導入を強く提案いたします。設計段階において、ご検討のほど宜しくお願いいたします。</p>	
10	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、各種スポーツ大会の中止などスポーツをする機会が減少している。</p> <p>施設整備といったハード面だけでなく、感染症対策など誰もが安心して利用できる施設としてほしい。</p>	<p>誰もが安心して利用できる施設とするとともに、県民が多種多様なスポーツ活動に参加できる機会の拡大に努めてまいります。</p>
11	<p>サブアリーナについて、試合前の練習時など、現在の岩国市総合体育館等、サブアリーナが設置されていない場合は、本会場に選手が集中するため、選手同士がぶつかる事も多く、危険です。</p> <p>逆にサブアリーナが設置されている維新大晃アリーナ等では、本会場とサブアリーナで選手が分散される為、安全が確保されます。</p> <p>小学校低学年の子も参加するスポーツ少年団等の大会も想定されていると思うので、選手の怪我を回避するためにも、サブアリーナは、計画通り是非設置をお願いします。</p>	<p>本武道館に主道場及び小道場を整備することとしており、お示しのようなサブアリーナとしての活用も可能としています。</p>
12	<p>県東部地域県立武道館(仮称)整備基本計画について、建設整備計画の代替を要望申し上げます。</p> <p>この度、岩国市運動公園屋内ゲートボール場が撤去され、県東部地域県立武道館が建設整備される事案について、岩国市ゲートボール協会をはじめとする山口県東部及び広島県西部のゲートボール愛好家を代表して要望申し上げます。</p> <p>現存する岩国市運動公園屋内ゲートボール場は、私たちにとって雨天時にも利用できる数少ない活動拠点施設です。</p> <p>近隣にはこの様な施設がありません。</p> <p>私たちはこれまで、ゲートボールの活動を通して、体を動かすことの大切さ、人との繋がり大切さを感じてきました。その大切な活動拠点である岩国市運動公園屋内ゲートボール場がなくなることは、大変残念であり活動の場を失うこととなります。</p> <p>県東部地域県立武道館整備計画施設整備の</p>	<p>基本計画でお示しした整備予定地については、岩国市総合体育館との一体的利用が可能となり、利便性が高まることに加え、造成工事が不要で、費用の縮減や工期の短縮が見込まれることから、岩国市や関係団体等、地元理解を得ながら、決定しています。</p> <p>なお、整備場所の確保のため、屋内ゲートボール場等の撤去を想定しています。</p> <p>お示しのゲートボールを含む屋内型多目的競技施設の建設整備については、本武道館の整備費や代替場所の確保等を考慮すると困難ですが、他の屋外運動施設や本武道館を御活用いただきますよう、御理解をお願いします。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>目的の中に『高齢者の健康増進』介護予防等の観点から、社会生活に必要な運動機能の維持・向上という項目がございます。</p> <p>今現在ある施設においても、高齢者の健康増進が行われていること、そして高齢者の運動促進のためにも、この素晴らしい施設をなくすのではなく、ゲートボールを含む屋内型多目的競技施設の建設整備を望みます。</p> <p>社会経済情勢の厳しい中とは存じますが、屋内型多目的運動施設の建設整備に格段のご配慮を賜りたく、岩国市ゲートボール協会を代表して要望申し上げます。</p>	
13	<p>P3『2 施設整備の目的 (1) 県東部地域における武道館整備の必要性 ア 武道の普及・競技力向上のための拠点施設 県東部地域には、県立の武道施設が整備されておらず、大規模大会等の誘致・開催も困難な状況であり、武道の普及・競技力向上のための拠点施設が必要です。』</p> <p>とのことですが、県内県立武道設備整備状況の資料がなく、上記内容の詳細が不明であり意見提示が困難です。当基本計画（素案）に、県内県立武道設備整備状況を明示願います。上記明示なければ本来当該基本計画（素案）適切なのか意見不可能です。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、県内の県立武道施設の状況を記載しました。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
14	<p>P9『2 施設の概要 (1) 整備場所 岩国市総合体育館との一体的利用による利便性等を考慮し、岩国運動公園内（岩国市平田）に整備します。』</p> <p>…「県東部地域県立武道館（仮称）整備」なのに上記理由で整備場所を確定している理由が不明です。「（従来設備との）一体的利用による利便性を考慮」を言うのであれば、県東部各（運動）設備・周辺追加設備建設可否明示の上で当該箇所での整備決定理由を当基本計画（素案）に明示願います。上記明示なければ本来当該基本計画（素案）適切なのか意見不可能です。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>建設場所については、岩国市、岩国市議会、岩国市体育協会から、県に対し、岩国運動公園内の施設との一体的な活用が図られるよう、岩国運動公園周辺への建設が望ましいとの要望を踏まえ、検討を行っています。</p> <p>基本計画でお示しした整備予定地については、岩国市総合体育館と隣接した建設可能な場所で、一体的利用が可能であり、利便性が高まることに加え、造成工事が不要で、費用の縮減や工期の短縮が見込まれることから、岩国市や関係団体等、地元の理解を得ながら、決定しています。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
		<p>については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
15	<p>「※ 武道館の整備に当たっては、岩国運動公園内の屋内ゲートボール場及びゲートボール場クラブハウスの撤去を想定しています。」との事ですが、上記計画ならば、「岩国運動公園内の屋内ゲートボール場及びゲートボール場クラブハウス」のここ数年の利用状況を当基本計画（素案）に明示すべきと考えます。上記内容がなければ当該基本計画（素案）が適切なのか判断出来ません。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>基本計画でお示しした整備予定地については、岩国市総合体育館と隣接した建設可能な場所で、一体的利用が可能であり、利便性が高まることに加え、造成工事が不要で、費用の縮減や工期の短縮が見込まれることから、岩国市や関係団体等、地元の理解を得ながら、決定しています。</p> <p>また、屋内ゲートボール場の利用状況については、施設を所管する岩国市によると、年間延べ約 3,800 人（令和 2 年度～平成 30 年度平均）となっています。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
16	<p>P10「○柔道、剣道 6 面 ○武道以外にも利用可能（フットサル、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントン等）」柔道は畳使用、又特殊床構造の施設もあると聞いております。「武道以外にも使用可能」というのであれば、「畳使用」に関してどのような対応とするのか明示しなければ意見明示不可能です。武道使用とその他使用併用の為の具体的措置対応を当該基本計画（素案）に明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>主道場については、柔道、剣道のほか、フットサル、バレーボール等武道以外にも利用可能なものとなるよう、整備することとしており、お示しの柔道での利用時には、畳を設置するようになります。</p> <p>具体的には、基本計画の方針を踏まえ、今後、整備を進める中で検討してまいります。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
17	<p>当該施設の規模（予定）の記述となっておりますが、「県東部地域の武道施設整備」の計画と言うならば、他県内又は周辺各県武道施設規模も明示比較しなければ当該施設計画が適切かどうか判断出来ません。県内各武道施設の詳細を当基本計画（素案）に明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、県内及び県外の県立武道施設の状況を記載しました。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	<p>P11『財源は、防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）を活用し、「岩国・和木・大島地域まちづくり基金」に積み立て、整備します。』との事ですが詳細が全く不明です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）の現状 ・防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）に対しての当基本計画（素案）関係財源の比率 ・「岩国・和木・大島地域まちづくり基金」に対する当基本計画（素案）費用の比率等々、支出に対しての詳細を当基本計画（素案）に明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。 	<p>再編関連特別地域整備事業（県交付金）は、米軍再編による影響に特に配慮が必要となる岩国・和木・大島地域において、住民の生活の利便性の向上や産業の振興など県の広域的な役割に着目し措置された交付金であり、こうした趣旨に沿って、毎年度、ハード・ソフト両面から様々な事業に活用しています。</p> <p>また、武道館は、地元の強い要望を受けて整備するものであり、その全事業費に対して、再編関連特別地域整備事業（県交付金）を活用する方向で防衛省と協議を進めていますが、財源の比率等については、現時点、確定的なことをお示しすることは困難です。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
19	<p>「維持管理・運営」の記述がありますが、「隣接する岩国市総合体育館をはじめ、周辺施設との有機的な連携により、施設の利便性の向上を図ります。」との記述ありますものの、「岩国市総合体育館」と隣接しての建設の予定にも関わらず、市とどのように運営を行っていくのか全く不明です。市との運営協力詳細を当基本計画（素案）に明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集実施願います。</p>	<p>維持管理・運営については、基本計画の方針に基づき、今後、岩国市等と具体的な協議を進めてまいります。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
20	<p>「維持管理・運営」の記述がありますが、「隣接する岩国市総合体育館をはじめ、周辺施設との有機的な連携により、施設の利便性の向上を図ります。」との記述ありますものの、「岩国市総合体育館」と隣接しての建設の予定にも関わらず、市とどのように運営を行っていくのか全く不明です。市との運営協力詳細を当基本計画（素案）に明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集実施願います。</p>	<p>維持管理・運営については、基本計画の方針に基づき、今後、岩国市等と具体的な協議を進めてまいります。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	<p><全般>当該案件、特に岩国市との連携が必要と思われませんが、岩国市と具体的にどう「連携」していくのか不明確です岩国市とどう「連携」していくのか明示願います。上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。個別に複数前述記述しておりますが、当該基本方針（案）、記述内容に不備不足多々あり、適切な意見提示不可能と感じます。内容再検討の上、基本計画（素案）再作成再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>岩国市等との連携については、基本計画策定過程においても、緊密に連携しながら進めてきました。</p> <p>今後、武道館整備や維持管理・運営等についても、基本計画に位置付けられた方針に基づき、岩国市等としっかりと連携を図りながら、具体的な協議を進めてまいります。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

2 パブコメの実施方法や周知方法に関するもの（8件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
22	<p>当件、10頁強の資料ではありますが、本来関係する国・県の法令他（防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）等）も参照して意見すべきものと考えます。又、同時期に県だけで計5件の意見募集が実施されておりました。更に前述の通り資料に不備不足多々あると感じます。この様な中意見募集期間が通常通り1ヶ月と言うのは時間が不足していると感じます。資料再提示の上で意見募集期間延長すべきと考えます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
23	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「記述不足・期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って（1ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
24	<p>文中年月表記が元号西暦併記でしたのはありがたいです。パブリックコメント/県民意見募集の案については、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一する様県行政対応を御願い致します。</p>	<p>他部局の計画における対応についても、いただいた御意見を共有させていただきます。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
25	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(8月1日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)により、広報に努めました。</p>
26	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
27	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報の十分・不十分の御判断」を御明示願います。</p>	
28	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
29	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>県、岩国市、競技関係団体等で構成する「県東部地域県立武道館(仮称)基本計画策定委員会」を通じ、県民の皆様から直接御意見をお聴きし、いただいた御意見を基本計画に反映させています。</p>